

社会保険等の資格を喪失したときは、

国民健康保険に加入 していただくことになります。

次のものを用意して、

- ◎市役所本庁舎 1階市民課
- ◎各地区公民館（織姫・助戸を除く）
- ◎足利市行政サービスセンター
（アピタ・コムファースト専門店街 2階）

で手続きをしてください。

《用意していただくもの》

- ① （社会保険）離脱証明書か資格喪失証明書（会社で証明を受けてください。）
又は資格喪失日が記入されている任意継続の保険証
- ② 届出人の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ③ 世帯主、加入者全員のマイナンバーを確認できるもの
- ④ 基礎年金番号を確認できるもの（該当者のみ）
- ⑤ 医療助成を受けている方は受給資格証（該当者のみ）
- ⑥ 雇用保険受給資格者証（※1）

※1 企業のリストラや倒産などで離職された65歳未満（離職日現在）の方で、雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、国民健康保険税の軽減措置が受けられる場合がありますので、雇用保険受給資格者証をお持ちください。

* 手続きは、社会保険等の資格を喪失してから 14日以内 にお願ひします。

* 各地区公民館で手続きをした場合は、保険証がお手元に届くまで約1週間かかります。

* その他詳細については、国民健康保険担当へお問い合わせください。

足利市役所 保険年金課
国民健康保険担当
Tel.0284-20-2147